**平成２１年（フ）第１５９６号**
名古屋市名東区社台３丁目18―１番地　ブルッシュフィールド社台410号室、住民票上の住所名古屋市中村区稲葉地町６丁目８番地の１　宝稲葉地ハイツ401号
債務者　小瀬良郁乃
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第５７号**
長崎県南島原市有家町石田781番地
債務者　永川　好信
１　決定年月日時　平成21年７月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２１年（フ）第５８号**
長崎県南島原市有家町石田781番地
債務者　永川　栄子
１　決定年月日時　平成21年７月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２１年（フ）第６０号**
長崎県雲仙市小浜町南本町56番地
債務者　竹山　寿一
１　決定年月日時　平成21年７月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２１年（フ）第２４７号**
熊本市小山６丁目25番75号
債務者　石原浩二郎
１　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第４１５号**
熊本市龍田８丁目16番２―302号
債務者　河田　貴子
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第５００号**
熊本県上益城郡御船町大字上野1412番地１
債務者　野尻　俊郎
１　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第５９２号**
熊本市川尻１丁目５番72号
債務者　後藤　一弘
１　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第３３０号**
和歌山市大垣内790番地の10
債務者　松本　浩二
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第３３２号**
和歌山県伊都郡高野町高野山769、住民票上の住所和歌山県田辺市明洋１丁目２番７号
債務者　小倉　正義
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第３３６号**
和歌山市西浜1052―48、住民票上の住所和歌山市関戸３丁目３番１号
債務者　渡邊みのり
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第３４４号**
和歌山市島51番地の２　川永団地18―２―202
債務者　小野運送こと　小野　勝男
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第３４７号**
和歌山市土入150番地　メゾン小幡205号
債務者　新田　純二
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第３４８号**
和歌山県橋本市隅田町下兵庫1010番地
債務者　位田　浩志
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第３５１号**
和歌山市太田605番地の４　聖荘２階11号
債務者　藤本　健二
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第３５２号**
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀171番地の１
債務者　ふれあい会館こと　上　　伸司
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第３５５号**
和歌山市福島555番地の１
債務者　脇迫　隆史
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第３５８号**
和歌山市六十谷1353番地の36
債務者　辻　　浩幸
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係